

「東京多摩霊園」使用規則

宗教学法人末広行浄教会は、東京多摩霊園（以下本墓地という）の運営、管理にあたり、墓地、埋葬等に関する法律、及びその他の関係法令に則り、聖地としての尊厳と秩序を維持するため、本使用規則を定める。

第1条（目的）

本規則は宗教学法人末広行浄教会（以下当教会という）が経営する墓地の使用、及び運営、管理に関し、必要な事項を定めそれが適切に行なわれることを目的とする。

第2条（本規則の遵守）

当教会は本墓地の尊厳を保持し、その円滑なる運営、管理を維持するため必要ある場合、本規則に基づき『使用細則』及び『建墓施工規則』など定めることが出来るものとし、本墓地を使用する者（以下使用者という）は本規則及び『使用細則』などを遵守しなければならない。

第3条（墓所使用契約の締結）

- 本墓地に墓所を求める者は、当教会所定の墓所使用申込書に所要事項を記入し、住民票、戸籍謄本及び申込金を添えて、当教会に申込み、当教会は上記申込書記載事項を審査し、相当と認めるときは、使用者に墓所使用承諾証書を交付して墓所使用契約を締結する。
- 使用者は墓所使用契約を締結するに際して、速やかに別に定める墓所使用料を支払い、当教会は墓所使用料全額受領後、墓所使用承諾証書を使用者に交付する。
- 使用者は墓所使用承諾証書の記載事項に変更を生じた場合、直ちに墓所使用承諾証書と変更を証する書面を添えて、当教会に届け出なければならない。使用者は墓所使用承諾証書を万一紛失、若しくは著しく汚損した場合、所定の手続を経て、再交付をうけることができる。

第4条（墓所使用目的）

使用者は墳墓の設置、焼骨の埋葬、その他墓地本来の使用目的以外の目的のために墓所を使用してはならない。

第5条（墓所の使用）

- 使用者は当教会に対し、墓所使用料を全額支払い、かつ墓所使用承諾証書の交付を受けて墓所使用契約を締結した日から墓所を使用することができる。
- 使用者は当教会の所定の手続を経て墓所内に使用者の親族、及び当教会の承認を得た縁故者の焼骨を埋葬することができる。
- 使用者が墓所に焼骨を埋葬しようとするときは使用者は予め当教会に対し、法令に定める火、埋葬許可証、または改葬許可証などを添えて当教会が定める埋蔵届を提出しなければならない。

第6条（使用権譲渡の禁止）

使用者は当教会の書面による承諾なくして、墓所を使用する権利を他に譲渡し、または該墓所を他に使用させてはならない。

第7条（墓所の使用制限）

- 使用者は墓所において次の行為をすることは出来ない。
- 墓所に他から墓石等（自然石を含む）を移設すること。
 - 墓所に死体を埋葬すること。
 - 墓所に当教会の承認を得ることなく、使用者の親族以外の者の焼骨を埋葬すること。

第8条（墓地の管理）

- 当教会は良好なる墓地環境を維持、運営、管理するため、本墓地内に管理事務所を置く。
- 当教会はその責任において本墓地の環境整備その他運営、管理にあたるものとする。
- 使用者は本墓地の運営、管理に要する経費として、当教会が別に定める管理料を支払わなければならない。当教会は物価の変動などにより、当該時点における管理料によって、上記費用を賄うことができなくなると認めたととき、またはその確実な見込みが生じたと認めたとときは、必要、かつ相当と認める範囲内において管理料を改定することができる。

第9条（管理料の支払）

- 使用者は、当教会に対し、1年分の管理料を一括前払いするものとし、毎年3月31日限り、その年の4月1日から翌年3月31日までの1年分の管理料を一括して、当教会が指定する支払方法（所定の手続による口座振替、コンビニエンスストアの代金収納による決済方法等）により支払う。
- 使用者が前項の期日までに支払うべき管理料を支払わないときは、当教会は未払金につき日歩5銭の割合による損害金を請求することができる。
- 使用者が支払った管理料について、その返還を請求することはできない。

第10条（管理料の一括支払）

- 使用者は当教会に対し前条の規定にかかわらず管理料を一括して支払うことができる。
- 一括して支払う管理料は、別に定める『使用細則』の定めによるものとする。当教会が物価の変動、その他の事由により不相当となつたと認めたとときは当教会は将来に向かって管理料を改定することができる。
- 当教会は管理料を一括して支払った使用者に対しては、墓所使用権の存続する限り管理料の支払義務を免除する。
- 当教会は使用者が死亡した日から5年を経過し、その承継者が定められない場合であっても、最後の使用者の死亡の日から33回忌まではその墓所の存続を認める。
- 前項の場合、最後の使用者の33回忌を了した後、当教会は墓所使用権が消滅したものとして、本規則の定めるところによりこれを処理することができる。
- 使用者が一括して支払った管理料は事由の如何を問わず、使用者は当教会に対し返還を求めることはできない。

第11条（墓所の管理）

墓所の清掃、除草など管理については、当該墓所の使用者がその責任と負担のもとに行うものとする。但し当教会は墓所内の墓石、樹木などの倒壊の危険があると認めた場合、使用者の承諾なく、使用者の負担のもとに防止処置をとる他、公衆衛生上の視点から必要があると認めたとときは、墓所内の供物、生花など適宜処置を講ずることができる。

第12条（使用者の地位の承継）

- 使用者の死亡などにより、使用者の祭祀承継者が、その地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は速やかに所定の地位承継届出書に住民票、戸籍謄本の他、別に定める承継手数料を添えて、当教会に届出なければならない。
- 使用者が死亡した日から起算して、5年を経過し、承継者の届出がないときは、使用者の墓所使用権は消滅する。

- 使用者の祭祀承継者が墓所の使用の継続を希望しない場合、祭祀承継者は速やかに書面をもって当教会にその旨届出るものとする。この場合、使用者や承継者はすでに支払った墓所使用料、及び管理料の返還を請求できない。

第13条（墓所の工事）

- 使用者が墓石の建立、その他付属設備工事を行うときは、使用者は予め当教会の承認を得て、当教会が別に定める『建墓施工規則』に従って施工するものとする。
- 使用者は墓所に関する一切の工事を当教会の指定する石材業者によって行い、かつ当教会の書面による承諾がない限り、当教会から墓所使用承諾証書の交付を受けた日から1年以内に外柵工事を行い、5年以内に石碑建立工事を完了しなければならない。但し2平方メートル未満の墓所については、別に定める『使用細則』によるものとする、
- 墓石、盛土の高さや植栽工事などについては、使用者は当教会が別に定める『建墓施工規則』による制限に服するものとする。

第14条（使用者による解約）

- 使用者は何時にも、書面をもって墓所使用契約を解約することができる。この場合、使用者は該墓所を使用者の負担のもとに原状に復して、墓所使用承諾証書を当教会に返還しなければならない。
- 前項の場合、使用者は既に支払った墓所使用料、及び管理料の返還を請求することはできない。但し墓所に墓石の建立、その他外柵設置工事など行なっておらず、焼骨を埋葬していない場合において、使用者が既に墓所使用料を全額支払っており、かつ当教会において使用者による墓所使用契約の解約が止むを得ない事由に基づくものと認めたとときは、『使用細則』で定めるところにより墓所使用料の一部を返還する。

第15条（当教会による契約の解除）

- 使用者が墓所使用料を所定の期日までに支払わないにも拘らず本契約に至ったときには、当教会は通知、催告なく直ちに墓所使用契約を解除することができる。
- 使用者が次の各号の一にても該当する場合、当教会は相当の期間を定めて催告し、その履行がないときは墓所使用契約を解除することができる。
 - 支払期限を徒過して、管理料の支払いを怠ったとき。
 - 墓所使用の目的に違反して墓所を使用したとき。
 - 墓所使用権を無断で他に譲渡し、または該墓所を他に使用させたとき。
 - 当教会指定の石材業者以外の業者により、墓所の全部、または一部の工事を行ったとき。
 - 墓所使用承諾証書の交付をうけた日から起算して、5年を経過して、当教会の書面による承諾なくして墓石建立工事を完了しなかったとき。
 - その他、本規則、または『使用細則』などに違反したとき。

第16条（墓所使用契約の終了）

墓所使用契約は、次の場合に終了する。

- 使用者が死亡した日から5年を経過して祭祀承継者の届出がないとき。
- 使用者の祭祀承継者が墓所の使用を継続しないこととして、当教会にその旨届け出たとき。
- 墓所使用契約を使用者が解約、または当教会が解除したとき。

第17条（契約終了後の処置）

- 墓所使用契約が終了したときは、使用者であった者、または祭祀承継者（以下元使用者等という）は速やかに墓所内に設置された墓石等（石碑象形物）や樹木などを撤去し、原状に復し、墓所内に埋葬された焼骨を引き取らなければならない。
- 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合には、当教会は該元使用者等の墓所内の墓石や樹木、及び焼骨（または遺骨）などを当教会の任意定める場所に移転し、法令の規定による改葬手続を経て、埋葬された焼骨を合葬、または合祀することができる。
- 前項の場合、当教会はその費用を該使用者等に請求することができるものとし、該元使用者等はそれを支払わなければならない。

第18条（損害賠償）

使用者は使用者、その家族、使用人若しくは来訪者が故意、過失により本墓地、墓所、諸設備、または他の使用者などに損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

第19条（墓地図面などの備付）

- 当教会は墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面の他、墓所使用者等の住所及び氏名、その他墓地埋葬等に関する法、施行規則の定める事項を記載した帳簿を備え置くものとする。
- 当教会が使用者、または祭祀承継者に通知、催告するについては、総て使用者、または承継者が住所地として予め届け出て、当教会の前項帳簿に記載された住所地に対して、これを行うものとする。

第20条（財務帳簿の備付）

当教会は本墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表など財務に関する帳簿を備え置くものとする。

第21条（不可抗力などによる事故責任）

天災地変など不可抗力、または火災、風災害、盗難など一切の事故、或いは第三者の行為により使用者やその関係者のうけた損害について、当教会は一切の責を負わない。

第22条（各種費用の負担）

当教会は使用者に対し埋葬、改葬及び各種証明書の発行、または使用者などが礼拝室などが本墓地の付属設備を使用する場合、各種費用、及び所定の料金を請求することができるものとし、使用者は支払わなければならない。

第23条（規則に定めない事項）

この規則に定めない事項については法律に定めるところによるほか、その都度当教会で決めさせていただきます。

第24条（規則の変更）

本規則を変更しようとするときは、責任役員会において責任役員の数数の三分の二以上の議決を経てこれを行なうことができる。

第25条（合意管轄）

当教会と使用者及び祭祀承継者などの総ての紛争については、東京地方裁判所を第一審裁判所とする。

附 則

この規則は平成15年4月1日から施行する。

この規則は令和8年4月1日から改定施行する。